



令和4年度

喀痰吸引等研修

(第一号・第二号研修)

受講生募集

平成 28 年 4 月 1 日から、介護福祉士登録証に「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」が記載された介護福祉士は、「介護福祉士の業として医師の指示の下に喀痰吸引等の医療的ケアを実施することができる」ようになりました。実地研修の修了後に、登録証の変更手続きをすることで、新たに介護福祉士登録証が交付されます。

大泉保育福祉専門学校では、介護職員等による喀痰吸引及び経管栄養がより安全に提供されるため、それらの技術を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的に、表記研修を開催します。

1 受講対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等で、以下の条件を満たす者

- (1) ア 介護福祉士（経験年数は問わない）
イ 介護もしくは障害者支援で3年以上の経験を有する者
ウ 「医療的ケア（基本研修）」を履修した介護福祉士等で、実地研修を希望する者
- (2) 実地研修先を確保できる者（自施設・事業所(法人)等で、指導者講習等を修了した看護師から指導を受けられること）
- (3) 実地研修の実施について、利用者又はその家族等から同意が得られること
- (4) 実地研修の実施について、利用者を担当する医師から了承を受けられること
- (5) 研修日程を全て受講できる者

※ 実地研修のみを希望する場合

本校の喀痰吸引等研修（実地研修）における手技等の統一を図る目的で、基本研修（演習）からの受講となります。但し、本校にて医療的ケアを履修し、医療的ケア（演習）を受けてから1年以内の者については、基本研修（演習）を免除します。

2 研修内容

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号及び第二号研修を実施します。
- (2) 研修は、下記の「令和4年度大泉保育福祉専門学校喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）カリキュラム」に基づき実施します。

1) 基本研修（講義）の科目及び時間数

科 目	時間数
1. 人間と社会	1.5
2. 保健医療制度とチーム医療	2.0
3. 安全な療養生活	4.0
4. 清潔保持と感染予防	2.5
5. 健康状態の把握	3.0
6. 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	11.0
7. 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説	8.0
8. 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10.0
9. 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8.0
合 計	50.0

2) 基本研修（演習）の内容及び回数

ケア等の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

3) 実地研修の内容及び回数

○第一号・第二号研修

ケア等の種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

3 日程 _____ (受講決定後に時間割を配布しますので、詳細はそちらをご覧ください)

回 数	内 容	実 施 日
第 1 日目	オリエンテーション・講義	7 月 7 日(木)
第 2 日目	講義	7 月 14 日(木)
第 3 日目	講義	7 月 21 日(木)
第 4 日目	講義	7 月 28 日(木)
第 5 日目	講義	8 月 4 日(木)
第 6 日目	講義	8 月 18 日(木)
第 7 日目	講義	8 月 25 日(木)
第 8 日目	講義	9 月 1 日(木)
第 9 日目	講義	9 月 8 日(木)
第 10 日目	講義・筆記試験・演習説明	9 月 15 日(木)
各 1 日ずつ	喀痰吸引演習	9 月 22 日(木)または 10 月 6 日(木)
	経管栄養・救急蘇生演習	9 月 29 日(木)または 10 月 13 日(木)

(1) 時間

講義 (基本) 9 時 3 0 分～1 6 時 4 0 分

演習 (基本) 9 時 3 0 分～1 7 時 4 5 分

(2) 実地研修の期間

基本研修(講義・演習)修了後、令和 4(2022)年 10 月 14 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日

※ 喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を習得していることを実地研修指導講師が評価します。

○ 受講者、利用者の負担を考慮し、受講者本人が勤務する施設・事業所(法人)等で実地研修をすることを基本とします。

4 会場 _____

(1) 基本研修(講義)、筆記試験 : 大泉保育福祉専門学校 北校舎 2 0 5 教室
 基本研修(演習) : 介護実習室または演習室

(2) 実地研修

: 受講者が所属する施設・事業所等

5 募集定員

第一号研修・第二号研修 合わせて40名（開催最少人数に満たない場合、開催しないこともあります）

6 受講料

- 第一号研修・第二号研修の受講 84,000円
- 実地研修のみ（「医療的ケア（基本研修）」等の修了者が対象） 35,000円
- ※ 本校の養成課程または実務者研修課程において『医療的ケア』を修了し、医療的ケア（演習）を受けてから1年以内の方 5,000円

内訳

項目 研修種別	基本研修 （講義）	筆記試験	基本研修 （演習）	事務手数料等
第一号・第二号研修を 初めて受講する方	45,000円	4,000円	30,000円	5,000円
第一号・第二号研修の 実地研修をする方	-	-	30,000円	5,000円
上記のうち、本校で医 療的ケアを修了して 1年以内の方	-	-	-	5,000円

※ 実地研修先を希望する場合は、研修先の施設等に対し、別途「実地研修料」が必要になります。

※ 研修で使用するテキストを別途購入していただきます。

「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」中央法規 ¥2,200（税別）

※ 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知）第5の2の(4)に基づき、既に喀痰吸引等に関する研修等を修了している場合には、一部受講料を免除します。

以下、抜粋

- ・ 医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
- ・ 医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者
- ・ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
- ・ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

- ・ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

7 申込方法

受講希望者は、期限までに別紙・保専様式 1「令和 4 年度大泉保育福祉専門学校喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）受講申込書」の必要事項を記入の上、郵送又は F A X でお申込みください。

既に喀痰吸引等に関する研修等を履修している場合は、必ず研修の修了証等の写しを添付してください。介護福祉士実務者研修を修了したが「修了証」の交付がまだという方は、保有資格の「介護福祉士実務者研修修了」に○印の上、（見込）と記入し、申込みを行ってください。

（1） 郵送又は F A X 送信先

〒370-0525

群馬県邑楽郡大泉町日の出 56-2

大泉保育福祉専門学校 喀痰吸引等研修担当まで

FAX 0276（62）5821

（2） 申込期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）～ 6 月 7 日（火）

8 受講決定

- （1） 受講の可否については、申込を取りまとめた後に郵送により行います。
- （2） 受講料は、「受講決定通知書」を受け取ってから、指定の方法で納入してください。

問い合わせ先

社会福祉法人 三吉

大泉保育福祉専門学校

喀痰吸引等研修担当

TEL 0 2 7 6 (6 2) 5 8 0 6
FAX 0 2 7 6 (6 2) 5 8 2 1